

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名		
・	・		
・	・		
円	円		
特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1	調整前法人税額 (6)	11
税額控除基準額 $(1) \times \frac{20}{100}$	2	法人税額調整加算額 (別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)+別表六(二十八)「31」)	12
差引税額控除基準額残額 (2)-(18)	3	法人税額の計算額 中小企業者等以外の法人 (別表六(十一)「15」+「20」)+別表六(十二)「14」+「20」+「25」)+別表六(十三)「16」+「21」)+別表六(十四)「4」)+別表六(二十一)「14」+「19」)+別表六(二十二)「15」+「20」)+別表六(二十五)「20」+「25」)+別表六(二十六)「10」)	13
特定寄附金基準額 $(1) \times \frac{10}{100}$	4	調整基礎となる法人税額の計算額 中小企業者等 (別表六(七)「16」+別表六(八)「8」)+別表六(九)「20」+別表六(十一)「15」+「20」)+別表六(十二)「14」+「20」+「25」)+別表六(十三)「16」+「21」)+別表六(十四)「4」)+別表六(十七)「16」)+別表六(十八)「16」)+別表六(十九)「12」+「25」+「35」)+別表六(二十一)「14」+「19」)+別表六(二十二)「15」+「20」)+別表六(二十三)「20」)+別表六(二十四)「19」)+別表六(二十五)「20」+「25」)+別表六(二十六)「10」)	14
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5		
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6		
当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7	仮計 (11)+(12)-(13)又は(14)	15
当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8	控除対象個別帰属調整額等	16
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑱」)	9	住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15)-(16) (12)>(15)-(16)の場合は(12))	17
法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10	住民税額控除額 $(17) \times \frac{2.58 \text{又は} 1.4}{100}$	18
特定寄附金に関する明細			
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額
平・			19
平・			円
平・			
計			

別表六(二十) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表六（二十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合又は外国法人が同法第62条の3第1項若しくは第9項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）若しくは第63条第1項（短期所有に係る土地の譲渡等を受ける場合の特別税率）の規定の適用がある場合の記載は、次によります。

「法人税額調整加算額

- (1) (別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は12の記別表一(三)「7」)+別表六(二十八)「31」

載に当たっては、別表一(一)「10」の外書の金額、別表一(二)「8」の外書の金額、別表一(三)「8」の外書の金額又は別表一(三)「6」の外書の金額若しくは同表「17」の外書の金額(外国法人にあつては、別表三(二)「27」の金額、別表三(二)「28」の金額及び別表三(三)「23」の金額を含みます。)を同欄の上位に外書として記載します。

- (2) 「 $\frac{\text{仮計}}{(11)+(12)-(13)\text{又は}(14)}$ 」及び

「仮住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額
(15)-(16) 17の
(12)>(15)-(16)の場合は(12)」

各欄の記載に当たっては、上記(1)で外書きした金額を「(12)」に含めて計算します。

- 3 「 $\frac{\text{仮計}}{(11)+(12)-(13)\text{又は}(14)}$ 」は、その適用を受ける法

人が措置法第42条の4第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等である場合には「(13)又は」を消し、その他の場合には「又は(14)」を消します。なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人又は資本若しくは出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

- 4 「控除対象個別帰属調整額等16」は、措置法令第27条の12の2第1項各号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載します。

- 5 「住民税額控除額」18の記載に当たっては、次に
(17)× $\frac{2.58\text{又は}1.4}{100}$

掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

- (1) (2)に掲げる場合に該当しない場合には、平成31年10月1日以後に開始する事業年度にあつては「2.58又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は1.4」を消します。
- (2) その適用を受ける法人が法第141条第2号（課税標準）に掲げる外国法人である場合には、「0」と記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模法人の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人		1		g	
大規模法人の保有割合	第1順位	c				h	
	株式数又は出資金の額(g)			%		i	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d				j	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額(k)	e					
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%	計	(g)+(h)+(i)+(j)	k	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「保有割合d」が50%以上となる場合又は「保有割合f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。 							